

## 論 点 メ モ (4)

資料 2

項 目	論 点	備 考
1. ファイアーウォール規制をめぐる指摘	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 銀行・証券間のファイアーウォール規制は、平成 5 年の業態別子会社方式による相互参入解禁時に、利益相反による弊害の防止や銀行の優越的地位の濫用の防止をねらいとして導入。その後、実態を踏まえつつ、必要に応じ規制を緩和。</li>   <li>● 現行のファイアーウォール規制については、顧客に関する非公開情報の授受や、役職員の兼職等に関する規制が存在することから、             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 金融グループとしての総合的なサービスが提供されていないなど、利用者の利便性がかえって損なわれている、</li> <li>－ 金融グループとして要求される統合的リスク管理やコンプライアンスの障害となっている、</li> <li>－ 欧米の金融グループと競争条件を同等のものとし、我が国金融機関の競争力を高める必要がある、</li> </ul>             等の指摘があり、緩和を求める声があるが、どのように考えるか。           </li>   <li>● 一方で、現行のファイアーウォール規制については、             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 銀行と証券会社が同じ金融グループ内に存在することにより、利益相反による弊害が生じるおそれがある、</li> <li>－ 銀行が顧客に対する優越的な地位を濫用するおそれがある、</li> </ul>             ことから、利益相反による弊害の防止や銀行の優越的地位の濫用の防止の徹底等を求める指摘があるが、どのように考えるか。           </li> </ul>	

<p>2. ファイアーウォール規制をめぐる環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ファイアーウォール規制導入後、以下のような環境変化があるが、この点についてどのように考えるか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ グループ経営等、金融機関の組織形態の多様化</li> <li>－ 銀行への証券仲介業の解禁等、金融商品販売面での規制緩和</li> <li>－ 個人情報保護法の施行による顧客情報保護ルールの整備</li> </ul> </li> <li>● 我が国法制がモデルとしてきた米国においては、1997年のFRBによるファイアーウォール規制の緩和や、1999年のグラム・リーチ・ブライリー法の成立等により、ファイアーウォール規制の見直しが行われているが、この点についてどのように考えるか。</li> </ul>	
<p>3. ファイアーウォール規制のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以上を踏まえ、ファイアーウォール規制のあり方について、どのように考えるか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 利益相反による弊害の防止をどのように確保していくか。</li> <li>－ 銀行の優越的地位の濫用の防止をどのように確保していくか。</li> <li>－ 非公開情報の授受の制限について、どのように取扱っていくか。</li> <li>－ 役職員の兼職規制について、どのように取扱っていくか。</li> </ul> </li> </ul>	
<p>4. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● その他、ファイアーウォール規制のあり方に関し、検討すべき点があるか。</li> </ul>	